

第 19 回 2023 年 11 月 6 日（月）『税・財政ゼミナール』開講しました。

2023 年 11 月 6 日（月）第 19 回『税・財政ゼミナール』が参加 11 名で開講されました。

米国多国籍企業などの租税回避に対抗するために、OECD や G20 を中心に議論されているデジタル課税。その第 2 の柱であるグローバル・ミニマム課税のうち、IIR（所得合算ルール）が日本でも導入されました。今回のゼミナールでは、この IIR に加え UTPR（軽課税所得ルール）や QDMTT（適格国内ミニマム課税）、そして第 1 の柱であるデジタル課税について概略の説明がありました。

その後、これらの税制が持つ影響について、国の税收、起業の事務負担、企業間国家間の公平性、企業の税情報の開示など、幅広く議論しました。所得格差・経済格差がますます拡大する現代において、税制の役割を改めて考えるいい機会になりました。

---

次回のゼミナールは、下記のとおり開講いたします。

第 20 回『税・財政ゼミナール』の日程は以下の通りです。

テーマ：『デジタル時代の税務行政・税務調査』

2011 年 11 月末に成立した国税通則法改正では納税者権利憲章の制定は見送りとなりました。一方、2013 年 1 月から税務調査手続きが大きく変わりました。2023 年 10 月からインボイス制度の実施、さらに 2024 年 1 月からは電子帳簿保存法も変わります。

新型コロナが 5 類感染症に位置づけられ、税務調査は新型コロナ以前の状態に戻りつつあります。国税庁は税務 DX という計画を進めています。ゼミナールでは、デジタル化によって様変わりする税務行政・税務調査の現状と問題点、納税者権利憲章の制定などについて、参加者の皆さんと考えてみたいと思います。

日時：2024 年 6 月 10 日（月） 14：00～17：00

※コロナ等の状況により変更となる場合がございます

会場：東京都新宿区四谷三栄町 4 番 10 号 税研ビル 1 階

応募：5 月 27 日（月）までに下記の連絡先へお電話をください

氏名・連絡先を担当者へお伝えください TEL 03-3359-4731 （担当者：荒川）

※テーマ等最新の情報は当ホームページ上でご確認下さい。

※税や財政に関して少しでも興味のある方、税や財政について知りたいと

思われている方は、是非ご連絡をお願いいたします。